年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和6年4月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件 国民年金関係 O件 厚生年金保険関係 6件 (2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件 国民年金関係 2件 厚生年金保険関係 1件 (3)年金記録の訂正請求を却下としたもの O件 国民年金関係 O件

O件

厚生年金保険関係

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2300628 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2400001 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成7年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に転籍した際のA社に係る厚生年金保険の資格喪失日が平成7年9月30日となっており、請求期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、請求期間も継続して勤務していたので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び同社の複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、オンライン記録によると、請求期間当時において、平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、商業登記の記録及び複数の同僚に係る雇用保険の記録により、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成7年8月の厚生年金保険の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しているが、オンライン記録によると、請求期間当時において、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に平成7年9月30日付けで適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2300632 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400002 号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月16日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年12月16日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び住民税の通知書並びにA社の元従業員の賞与明細書から判断すると、請求者は、同社から請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額及 び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2300606 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2400003 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を 認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年12月31日から令和3年2月1日まで

厚生年金保険の記録によると、令和2年12月31日にA社における厚生年金保険被保険者 資格を喪失しているが、実際は令和3年1月31日に同社を退職しているので、調査の上、 厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年2月1日に訂正し、正しい年金記録に訂正し てほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者とし て勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことが認められることが要件とされている。

請求期間について、請求者は、自身が令和3年1月31日をもってA社を退職する旨記載した退職届の画像を提出しており、同社の事業主も請求者が同日まで在籍していた旨陳述しているが、一方で、当該事業主は、請求者の勤務実態を確認できる資料について、元々作成していない旨陳述しており、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たして勤務していたか否かについて、確認又は推認することができない。

また、請求者から提出された金融機関口座の入出金明細及び金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができず、A社の事業主は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等、給与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料について、元々作成していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2300617号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400004号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成10年3月31日から同年4月29日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成10年3月31日から同年4月29日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 29 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月29日まで

厚生年金保険の記録によると、A社を派遣元として、B市のC社に派遣されていた期間に 係る厚生年金保険被保険者期間が、実際の勤務期間と相違している。

私が保管しているA社の給与明細書を提出するので、調査の上、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における雇用契約書及び給与明細書から判断すると、請求者は請求期間において、同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び請求者のA社における平成10年2月の標準報酬月額の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業を承継しているD社は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2300621 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 2400001 号

第1 結論

昭和61年10月から昭和62年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年10月から昭和62年2月まで

昭和61年10月に退職したことを機にA県B市から実家のあるA県C町(現在は、D市)に戻り、手続のため同町役場を訪れた際に、職員から国民年金と国民健康保険の手続について説明を受け、同時に手続した記憶がある。

手続に漏れがないことを何度も職員に確認したことを鮮明に覚えており、国民年金の加入 手続をしたならば、請求期間に係る国民年金保険料についても納付しているはずなので、調 査の上年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年10月頃にC町役場(当時)において国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、請求期間より後の平成4年4月30日にE県F市において払い出されている上、オンライン記録における当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の加入手続は同年4月頃に行われたと推認できることから、請求者の主張する加入手続時期と符合しない。

また、国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により、2年を経過したときは納付することはできないとされており、前述の加入手続時点においては、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、D市は、請求者の国民年金の加入・喪失及び保険料の納付状況が確認できる資料について保管していない旨回答している上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付金額について、具体的なことは覚えていない旨陳述している上、このほかに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2300746 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2400005 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を11万円から32万円に訂正することが必要である。

平成23年9月から平成24年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年9月から平成24年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年9月1日から平成24年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成23年9月から平成24年8月までの標準報酬月額が、 給与明細書に記載された給与額及び厚生年金保険料控除額に比べて低い額で記録されてい る。

給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、平成23年分及び平成24年分の給与所得の源泉徴収票により、請求者が請求期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成23年9月から平成24年8月までの各月の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2300631 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2400006 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和59年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便の記録から、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 59 年 3月 31 日と届出され、同年 3 月分の厚生年金保険料が未納である旨の説明を受けたが、同年 4 月分の給料明細書から同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書及び雇用保険の記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でない上、元事業主の連絡先が分からないことから、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付について回答が得られないが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和59年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2300604 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 2400002 号

第1 結論

昭和62年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成3年4月から平成5年3月までの請求期間及び同年4月から平成7年3月までの請求 期間については、国民年金保険料を納付した期間又は免除されていた期間に訂正することを認 めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所 : 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年4月から平成3年3月まで

② 平成3年4月から平成5年3月まで

③ 平成5年4月から平成7年3月まで

請求期間①について、私は、A県B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したのに、当該期間の国民年金保険料が未納となっている。

また、請求期間②及び③について、私は、当該期間において大学生であったので、請求期間②はC県D市で、請求期間③はA県E区で、それぞれ国民年金保険料を全額免除申請したが、免除申請を忘れて全額免除が認められない期間もあり、その場合は、納付書が送付されてきたので自分で保険料を納付した記憶がある。しかしながら、請求期間②及び③の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

現在所持している年金手帳は、平成8年頃にF県G町において作り直してもらったものであり、以前所持していた年金手帳の記録が引き継がれなかったと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、現在所持している年金手帳は平成8年頃にF県G町において作り直してもらったものであり、以前所持していた年金手帳の記録が引き継がれなかった旨陳述している。

しかしながら、請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、現在所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム(以下「払出簿検索システム」という。)により、請求者が当時の住所地であったとするA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、A県B区は、請求期間①当時の国民年金の加入及び保険料納付記録の資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が 請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者は、当該期間において大学生であったので、請求期間②はC県D市で、請求期間③はA県E区で、それぞれ国民年金保険料を全額免除申請したが、免除申請を忘れて全額免除が認められない期間もあり、その場合は、納付書が送付されてきて自分で保険料を納付した記憶がある旨陳述している。

しかしながら、請求期間②及び③に係る国民年金保険料の免除申請又は納付するためには、請求者が現在所持する年金手帳の記号番号とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、払出簿検索システムにより、請求者が当時の住所地であったとするC県内及びA県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、C県D市及びA県E区は、請求期間②及び③当時の国民年金の加入及び保険料納付記録の資料は保管していない旨回答している。

さらに、前述の請求者が所持する年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、請求者の平成8年4月から平成9年2月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請を契機に払い出されたと考えられ、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得に係る処理年月日、保険料収納年月日等の記録及び戸籍の附票から判断すると、F県G町において、平成8年5月以降に払い出されたものと推認できるところ、当該記号番号の払出時点では、遡って請求期間②及び③に係る免除申請をすることはできない上、請求期間②及び請求期間③のうち平成5年4月から平成6年3月までの期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効(2年)の規定により納付することができない一方、当該払出時点においては、請求期間③のうち、平成6年4月から平成7年3月までの期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であったことがうかがえるが、請求者から国民年金保険料を遡って納付した旨の陳述はなかった。

このほか、請求者が、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたこと又は免除されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2300453 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2400007 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和60年9月29日)及び取得年月日(昭和61年7月16日)を取り消し、昭和60年9月から昭和61年6月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和60年9月29日から昭和61年7月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年9月29日から昭和61年7月16日までの期間の厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年9月29日から昭和61年7月16日まで

B社(請求期間当時は、A社)に在籍していた期間のうち、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社の後継会社であるC社から提出された請求者に係る在籍期間証明書、同社及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者が請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の複数の同僚は、請求者の雇用形態、勤務内容及び勤務時間について、請求期間とその前後で変更はなかった旨回答している上、C社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないが、人事データの記録から、請求者は正社員雇用であり、請求期間も勤務しており、請求期間に係る厚生年金保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の昭和 60 年 8 月の厚生年金保険の 記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は納付した旨回答しているが、請求期間について、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録するとは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。